

新潟県の教科書は誰が選ぶか

— 検定と採択の問題 —

吉 田 武 雄

一、採択の問題点

②採択地区は、都道府県教育委員会が設定する市または郡を合わせた広い区域。

③都道府県教育委員会は採択に関して「指導、助言又は援助を」するため「教科用図書選定審議会」を設置。

④同一採択地区内では「科目一種類の教科書を三年間（一九九〇年の改訂で四年）使用。

当初の採択は、学校毎に行われ同じ学年ごとに違う教科書を選ぶことです。

①採択権者は、市町村教育委員会。

れない高校の採択は、今もこの趣旨が生きています。

採択地区は、現在、全国に四八三地区、うち東京の五三地区を最高に、香川、鳥取の三地区まであります。二七年で二位だった福岡は、昨年八地区に広域化され、京都府でも舞鶴などの教科書を選ぶ際の県教委の指導を強めるように」という文部省の意向に沿ったものです。

香川のように三つの地区が、すべて

本県の小学生が今春から四年間使う教科書は、表一のとおりです。それを決める仕組みは、二年前、一九六三年制定の教科書無償措置法にもとづく広域採択制で、その要点は、次の四点です。

33 新潟県の教科書は誰が選ぶか

表1 新潟県市町村立小学校平成4年度使用教科書採択状況調べ
新潟県教育委員会

採択地区名	国語	書写	社会	地図	算数	理科	生活	音楽	图画工作	家庭	保健
上越、新井、東頃、中頃	東書	光村	教出	帝国	学園	東書	学園	教芸	日文	東書	学研
糸魚川、西頃	光村	光村	教出	帝国	学園	東書	学園	教芸	日文	開隆堂	東書
長岡、飯尾、三島、古志	教出	教出	教出	帝国	学園	学園	学園	教出	日文	東書	東書
柏崎、刈羽	光村	光村	教出	帝国	東書	学園	東書	教出	日文	開隆堂	東書
三条、見附、加茂、南蒲	教出	教出	教出	帝国	学園	学園	学園	教出	日文	開隆堂	東書
小千谷、南魚、北魚	教出	教出	学園	帝国	学園	学園	学園	教出	日文	開隆堂	東書
十日町、中魚	東書	東書	教出	帝国	学園	学園	学園	教芸	日文	東書	文教社
新潟	光村	学園	教出	帝国	大日本	学園	光村	教芸	日文	開隆堂	学研
新発田、豊栄、北蒲	光村	光村	教出	帝国	啓林館	学園	学園	教芸	日文	開隆堂	光文
村上、岩船	光村	光村	教出	帝国	東書	学園	東書	教出	日文	開隆堂	東書
新津、白根、中蒲	光村	学園	教出	帝国	啓林館	学園	教出	教芸	日文	東書	学研
五泉、東蒲	光村	光村	教出	帝国	啓林館	学園	学園	教芸	日文	東書	東書
燕、西蒲	学園	学園	教出	帝国	啓林館	学園	学園	教芸	日文	開隆堂	東書
両津、佐渡	学園	学園	教出	帝国	大日本	学園	学園	教出	日文	開隆堂	光文

* 教科書出版社（カッコ内は略称）：東京書籍（東書）／光村図書（光村）／教育出版社（教出）／子供図書（学園）
市編書院（市編）／大日本図書（大日本）／啓林館（啓林館）／教育出版（教育）／日本文教出版（日文）
開隆堂（開隆堂）／日本教育研究社（学研）／文教社（文教社）／光文書院（光文）

同じ教科書を選び、「県定教科書」と憂えられている例もあります。本県でも地図に加えて図工がそうなり、社会も一地区を除く二三地区が同じになりました。このような「県定」の比率は、社会も一地区を除く二三地区が同じになりました。この増える傾向になり約二割にも及びます。^④の「四年に延長」や児童・生徒数の減少は、教科書会社同士の採択における競争を激しくしています。今年度からの採択において、小学校教科書を出版した二社のうち、大手三社の占有率は、五割を越えました（東書、一二・九五%、光村、一五・七一%、教出、一三・一二五%）。国語は、この二社で九三・〇五%を占めるあります（表2）。

採択にまつわる汚職まいのことも公然の秘密です。昨年の六月、世田谷区立小学校長三五人が、生活科教科書にからみ出版社の接待を受けて、都教育委の処分を受けたのはその一例です。昨年来、東京・田無市で、生活科教科書の採択に関して市教育委員会が、学校現場の意向を無視したため、それは止を求めての市民運動が広がりました。その結果、三月市議会で市教委は現場の教師・市民参加をふんだねた教科書選定制度への見直し・改善を表明しました。

新潟県の教科書採択も田無市のよう

に、市民参加の方向が求められています。

2、本県の採択の実情—秘密のベール—

県教育委員会は教科用図書選定審議会（二〇人以内で、校長、教員、指導主事、教育委員、学識経験者等から県教委が任命する）の意見を聞き、一市町村教育委員会の採択について

「指導、助言又は援助を」しなければなりません。それを受けた地区内の教育委員会は地区採択協議会規約にもとづき地区採択協議会選定委員、教科書採択委員を選任します。その協議によって、地区内の教科書が決められます（八月一五日まで）。

ただし、県の審議会、地区的選定委員、採択委員は秘密で、どなたがどのよう審議するかは一切知ることはで

きません。教科書会社等からの介入を防ぐというのが秘密の主な理由です。

新潟市を例にみますと、採択委員会は学識経験者（数人）、校長（小学校二〇人、中学校一〇人）、新潟市小・中学校教育研究協議会の各教科代表（小、中各数人）で構成します。それが教科書調査員を委嘱し、実質的な教科書選定を依頼します。調査員（各教科数人）は、県の選定審議会が作った

表2 1992年度使用小学校教科書（全国）

A. 上位5社採択部数と占有率

1. 東書	22, 540, 181 (22. 95%)
2. 光村	15, 426, 926 (15. 71%)
3. 教出	13, 014, 809 (13. 25%)
4. 啓林	9, 038, 003 (9. 20%)
5. 日文	6, 428, 336 (6. 54%)

* 21社が採択に参加

B. 上位3社占有率（国語等5教科）

教科	出版社数	社名	占有率 (%)	計 (%)
国語	6	光教東 村出書	57. 44 21. 03 14. 58	93. 05
社会	8	東教大 書出書	43. 10 24. 37 17. 03	84. 50
算数	6	啓東学 林書國	32. 49 32. 48 14. 44	79. 21
理科	7	大日本 啓東 林書	31. 07 27. 68 25. 17	83. 92
生活	12	東啓大 書林書	42. 31 15. 76 8. 34	66. 41

* 日本出版労働組合連合会の資料から

園画工作

田録、採択基準、選定資料などをもとに調査・研究し協議のうえ、教科書の推薦順位を付けて答申します。採択委員会は序列一位の教科書の採択を承認し、市教委がそれを追認します。

調査員の選任についても秘密ですが、校長の推薦によるもので、ほぼ四〇歳代のいわゆる中堅幹部教員がなるのが通例です。それには全く私的集団などに人事を手段に教育会に絶大な力を持つ「学閥」の影響が及ぶとみられています。新潟市中学校のある教科ある年度の教科書調査員は、ときわ会員四、新陽会員一、無派閥一、計六名でした。ある教科書会社の営業部員は、調査員の上にいる「学閥」の有力者の支持を得ることこそ採択への近道ともらしています。七月初旬に教科書展示会があり、一般の人公開されます。教員はそこで新教科書を見て意見を学校毎に、市教育委員会へ述べることができます。しかし、ほとんど活用されていないのが実情です。

以上は、他地区も基本的には同じと

みられます。が、異なる部分もあります。

一九七〇年頃、新発田地区の小学

校国語教科書の調査員だったW氏は、

自分たちが一位に序列をつけた教科書

が採択されなかつた経験を語つてくれ

ました。

日本の採択は特異です。アメリカは州や地方学区に採択の権限があり、教育専門家と地域代表からなる教科書委員会が責任を負います。イギリスは、典型的な自由発行・自由採択制を取っています。無償配布制をとるドイツの初等・中等学校でも教師や学校の判断がなによりも尊重されます。

「子どもの権利条約」第一二条は、教科書採択についても子どもの意見を反映させる手続的保障を求めているとされています。今日のように採択の理由さえ明らかにしない秘密主義は、早急にただされる必要があります。

教科書の草稿を文部省が検査し、これに合格したものだけを教科書として

認める検定制度も、先進諸国には例をみない特異なものであります。

二、検定の問題—すすむ自主規制

1、指導要領のしばり

「天皇は、国の政治についての権限はいつさいもたず、内閣の助言と承認のもとで、法律の公布、国会の招集や衆議院の解散、内閣総理大臣の任命、外國の大使にあうことなど、憲法で定められたじことを行います。／（図＝日本国憲法に定められている天皇のおもなしこと）」

2、一九九〇年の検定制度改訂

この教科書（六年社会）の原文に対しても、「国事に関する行為など、児童にとって理解しやすい具体例を取り上げ、「天皇についての理解と敬愛の念を深めるように」配慮していただきたい」という検定意見が付きました（〔〕内は指導要領の文言）。その結果、図を日本国憲法に定められている

天皇のおもなしこと（表）と大相撲を観戦する天皇（写真）に変更。

新教科書の「日の丸・君が代」の扱いは、「日の丸＝国旗、君が代＝国歌」の表記が強制されたことも明らかです。

これらは、九〇年度検定の例ですが、「指導要領への準拠」を基準にした検定がいっそう強まりました。それは、検定制度が始まつて以来の大改訂の重要な特徴です。その指導要領は、落ちこぼれや登校拒否をうむ凶のひとつと批判を浴び、三〇の自治体が白紙撤回や見直しの決議をしています。これは、かつてないことです。

文部省は、一九八九年四月、教科用図書検定規則や検定基準を改め、九〇年四月から施行しました。その改訂の要点は次の七点になります。
 ①従来の原稿本・内闇本・見本本による三段階審査を一回検定に改める。最終的な合否判定権は検定審議会に留保。

- ②検定基準の重点を「正確性、学習指導要領への準拠、中立性・公正の観点」におく。
- ③従来の「修正意見」「改善意見」の一本立ての廃止。強制力のある検定意見に一本化。
- ④検定の概要を事後に公表する。
- ⑤検定・採択の周期を三年から四年に延長する。
- ⑥改訂検定制度を廃止する。
- ⑦文部大臣の教科書内容訂正勧告権の新設。
- 文部省は、この改訂が検定のしくみを重点化・簡素化するものとしています。しかし、どの項目にも重大な問題点があります。それぞれ、列記しますと、
- ①従来のように条件付き合格になれば検定意見にだけ対応すれば、合格は約束という建前がなくなり、「決定留保」という中途半端なもので不格の圧力が、執筆者に自主規制を迫ることになる。

②指導要領が、いつそう強く検定基準に取り入れられ、教科書の画一化。国定化を進める。

③「決定留保」という状態で、強制力のある検定意見は、執筆者に対して威嚇的効果をもたらす。

④改善ではあるが、文部省の発表は一部の例に過ぎず概要にも公表にも遠い。

⑤採択にあたっての教科書会社同士の競争をさらに激化させ、大手の寡占を強める。

⑥検定の度に教科書全体を書きかえさせることになり統制強化策になる。

⑦「学習を進める上に支障となる記載」という拡大解釈の可能な文言のもとで教育内容に直接、権力の介入が及ぶことになる。

文部省の発表によれば、新制度下の小学校教科書検定では、検定意見の数がこれまでの四四%に減り、その反面出版社の申請した自発訂正の数が大幅に増えたといいます。これは、出版社側の自主規制が強まり、国定教科書化にさしかに近づいたといえます。

3、国定教科書

学制（一八七二年）によって近代的に教育制度が始まりましたが、実質的には義務教育制ではなく、教科書は自由発行、各学校による自由採択でした。その後、小・中・師範学校令（一八八六年）により義務教育制がしかれ、教育制度が始まりましたが、実質的には義務教育制ではなく、教科書は自由発行、各学校による自由採択でした。その後、小・中・師範学校令（一八八六年）により義務教育制がしかれ、教育制度が始まりましたが、実質的には義務教育制ではなく、教科書は自由発行、各学校による自由採択でした。その後、小・中・師範学校令（一八八六年）により義務教育制がしかれ、教育制度が始まりましたが、実質的には義務教育制ではなく、教科書は自由発行、各学校による自由採択でした。

一九四三年には中学校・高等女学校・実業学校、師範学校の教科書を国定化

します。

国定教科書は、国民を侵略戦争に駆りたてるうえで大きな役割を果たしました。その反省から、戦後の検定制度は誕生しました。当初は都道府県を監督厅として教科書検定を行う構想でした。それが日の目を見ぬうちに教育の中央集権が復活し始めました。

4、検定教科書と教科書裁判

「教育の逆コース」という流れの中で、一九五五年に第一次教科書「偏回」

攻撃が始まり、日本民主党は「教科書の国定化」を総選挙公約に掲げます。一九五六年「任命制教育委員会法」が教科書の検定は、発行者又は著作権者の申請により、文部大臣が行う」という教科書法案は廃案になりました。

しかし時の清瀬文相は、「教科書制度改变は立法を必要とせず、行政措置の

みで行える」と言明し、その流れが今まで続いていると言えます。

それに関する当時の主な動向を年表風に記すと次のようになります。／六年、文部省、教科書調査官を設置、検定を強化（F項ページで不合格流出）／五七年、文部省、「教科書の採択権は教育委員会にある」と通達／五八年、小・中学校用学習指導要領を「官報」に告示（文部省、以後法的拘束力を主張）／教科用図書検定基準を官報に告示／六〇年、「高等学校学習指導要領」を官報に告示。

この流れに抗し、教科書執筆者の一人家永三郎氏（当時東京教育大学教授）は、一九六五年、現行教科書検定を違憲とし、国に対し損害賠償請求の民事訴訟を起こします（第一次訴訟）。六七年に同氏は文部大臣に対し、教科書検定不合格処分の取消しを求める行政訴訟を起こし（第二次訴訟）、国民の教育権を認めた杉本判決をかちとります（一九七〇年、東京地裁）。それは

検定制度は違憲とはしなかったが、

「本件検定不合格処分」は「憲法二二条二項の禁止する検閲」であり「教育

基本法」〇条に違反する」としました。

現在、第一次訴訟は最高裁で係争中、第三次訴訟（一九八四年、不合格処分取消し訴訟）は東京高裁で係争中です。

四半世紀余におよぶ教科書裁判とそれを支援する運動は、国民の教育権論をはじめ多くの理論的成果を生み、教科書の国定化を防いできました。

わが国の教科書検定は、欧米先進諸国には例を見ない特異なもので、本質的には憲法で禁じている検閲です。

その廢止を目指し、三六年も前から『教科書レポート』を毎年発行し、検定の実態を広く訴えてきた教科書づくりに携わる出版労働者のたたかいは特筆に値します。

検定についても市民が声をあげることが、強く求められています。

（よしだ たけお）にいがた県民教育研究所